

29 土第 306 号
平成 29 年 8 月 16 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

平成 29 年度愛媛県建設産業経営革新等助成事業に係る
補助対象事業者の第 3 次募集について (通知)

建設業者が行う経営基盤強化や新分野進出等の経営革新に向けた取組みに対して助成する標記事業について、別添募集要項のとおり第 3 次募集が開始されましたので、お知らせします。

本事業は、建設業者の経営の安定化及び強化のため、建設業の経営基盤強化や、建設業に加えて新たな柱となる事業の創出への取組みを支援し、地域経済の活性化や雇用の安定を図る目的で実施しています。

つきましては、貴団体会員への本事業の内容の周知をお願いするとともに、本事業の積極的な活用促進について、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)
経済労働部 産業支援局
経営支援課 地域産業係
Tel 089-912-2484 Fax 089-912-2479
土木部 土木管理局
土木管理課 建設業係
Tel 089-912-2683 Fax 089-912-2639

平成 29 年度 愛媛県建設産業経営革新等助成事業募集要項

1 事業の目的

建設業者が行う経営基盤強化や新分野進出等の経営革新に向けた取組みに要する経費を助成することにより、建設産業の構造改革を促進し、建設産業の再生による地域経済の活性化や雇用の安定に繋げていくことで、愛媛の元気創造を目指します。

2 補助対象者

愛媛県内に主たる事業所を有する次の事業者が対象となります。

①建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者（会社又は個人）

②建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む下記の中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合

（注）業種区分については日本標準産業分類による。

3 補助対象事業

（1）建設業の経営基盤強化への取組みに関する事業

①技術力向上に関する事業

例）新技術や新工法の開発や実用化、技術者の育成など

②経営効率の向上、コスト改善に関する事業

例）経営管理の革新的な改善や、管理体制の高度情報化の推進など

③受注機会拡大のための営業力強化に関する事業

例）企画提案型営業の導入、公共工事から民間工事へのシフトなど

（2）企業合併等への取組みに関する事業

①合併や営業の譲受けなど企業の再編への取組みに関する事業

例）M&Aに伴う他社事業等の譲受けなど

②企業間の連携への取組みに関する事業

例）他社との連携による新商品の開発や販売など

（3）新分野進出への取組みに関する事業

○建設産業以外に属する事業分野への進出に関する事業

※要望時において新分野進出後1年未満の案件

例）農業分野へ進出、飲食業界へ進出など

（4）新分野強化への取組みに関する事業

○建設産業以外に属する事業分野の事業強化に関する事業

例）現在取組んでいる農業の受注拡大など

（5）新分野進出の実現可能性の調査に関する事業

○建設産業以外に属する事業分野への進出の実現可能性調査に関する事業

例）飲食業界へ進出するための市場調査など

4 補助対象経費、補助率及び補助限度額

(1) 事業区分に応じた対象経費、補助率及び補助限度額の内容 (経費内容は別表参照)

事業区分	対象経費	補助率	補助限度額
(1) 建設業の経営基盤強化への取組みに関する事業	①調査計画費 ②研究開発費 ③人材養成費 ④販路開拓費	1/2 以内	200 万円
(2) 企業合併等への取組みに関する事業		2/3 以内	
(3) 新分野進出への取組みに関する事業			
(4) 新分野強化への取組みに関する事業		1/2 以内	
(5) 新分野進出の実現可能性の調査に関する事業	上記①～③	1/2 以内	100 万円

(2) 対象経費となる要件

- ①補助金交付決定日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間に支出される経費が対象となります。(事前や事後に、発注や支出された経費は対象外です。)
- ②補助対象経費は、既存事業の経費と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限り、(要望時においては、見積書等で予定額が確認できれば結構です。)
- ③ソフト事業に係る経費が対象となり、設備投資などハード事業に係る経費は対象外です。(注意:看板などの広告施設等は補助対象。パソコンやカメラは補助対象外。)

5 応募方法等

(1) 応募受付先及び問い合わせ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課 地域産業係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
電話番号 (089) 912-2484 FAX番号 (089) 912-2479
E-mail keieishien@pref.ehime.lg.jp

(2) 受付期間

平成29年8月7日(月) ~ 平成29年9月1日(金)

※持参又は郵送による。(郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。)

(3) 提出書類

○補助事業実施要望書	愛媛県HPからダウンロードしてください。
○事業関係付随資料	事業内容が理解できるための参考資料。 (図面、写真、パンフレット など)
○履歴事項全部証明書 (写し)	会社案内など、現在営んでいる事業内容が確認できるもの又は商業登記簿の写しも可です。
○決算書2期分 (写し)	「直近の期末分」と「1期前の期末分」を提出してください。
○市(町)民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (写し)	要望時において特別徴収が未実施の場合は、特別徴収を実施する旨の誓約書(任意様式)を提出し、切替え手続き完了後、速やかに通知書(写し)を提出してください。
○県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明	所管の地方局にて発行できます。個人県民税及び地方消費税分の証明書は、提出しなくて結構です。
○暴力団排除に関する誓約書	愛媛県HPからダウンロードしてください。

※愛媛県のホームページアドレス <http://www.pref.ehime.jp/>

(トップページ → 「仕事・産業・観光」 → 「商工業」 → 「経営支援」に掲載)

6 事業の審査方法

(1) 審査の方法

提出いただいた事業計画書について、外部委員を含む「審査委員会」での審査を経て、知事が決定します。

審査委員への説明は、要望者のプレゼン方式（質疑応答含む）により実施します。

【主な審査項目】

① 経営の計画性

- ・ 自社を取り巻く経営環境及び自社の強み、課題を正しく認識しているか。
- ・ 自社が目指す方向性を正しく認識し、中長期の経営戦略を持ち合わせているか。

② 事業の有効性

- ・ 事業内容が中長期の経営戦略に合致しているか。
- ・ 事業内容が経営革新（付加価値の向上、利益の増加）に波及するものであるか。

③ 実施の確実性

- ・ 事業の遂行に十分な能力があるか。
- ・ 期間内に完了する見込みがあるか。 など

④ 事業の妥当性

- ・ 事業の内容・費用は妥当か。
- ・ 事業の遂行方法が適切か。 など

⑤ 事業の独自性

- ・ 企業自らが創意工夫を凝らして取り組む独自の取組みであるか。
- ・ 業種又は地域における先導的な取組みとしてモデルとなりえるか。
- ・ 事業のほぼ全部を第三者に委任する等の内容となっていないか。 など

(2) 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、文書でお知らせします。

採択となった方は、「交付申請書の提出、振込口座の確認、事前説明会への出席」など必要な手続を行っていただきます。

7 留意事項

(1) 交付決定までの流れ（見込み）

① 要望書提出	8/7～9/1 の募集期間内
② 現地調査	募集期限の後 20 日以内
③ 審査会の案内通知	募集期限の後 20～30 日の間
④ 審査会	募集期限の後 30～50 日の間（※審査委員の調整要）
⑤ 採否の通知	審査会の開催後 1 週間以内
⑥ 交付申請書等提出	採択の通知後 1 週間以内
⑦ 交付決定	申請書の提出後 10～20 日の間

※募集期限から交付決定（事業開始可能）まで、2ヶ月程度の日数を要します。

(2) 採択者の公表

交付決定の後、採択された事業者名、代表者名、業種、事業計画名、事業概要など必要最小限度の範囲で愛媛県のホームページに公表します。（特別なノウハウや技術など事業内容の詳細については、秘密を厳守します。）

(3) 採択後の要件

- ※年度途中で中間検査、年度末(又は事業完了後)に完了検査を実施します。
- ※証拠書類(見積書、発注書(契約書)、納品書、請求書、支払伝票)や経理簿、出張報告書、研究日誌などを確認しますので整理が必要となります。
- ※支払いは、原則として口座振込に限ります。
- ※補助金は、事業完了後に精算払いとなります。

(4) 事業完了後の要件

- ※事業実施完了後 **5年間**は、**事業の進捗状況の報告書**を提出していただきます。

8 その他の支援制度

当補助事業の交付対象となる事業者については、県融資制度(愛媛県中小企業振興資金)の「建設産業新分野進出等支援資金」(別添概要参照)の融資対象となることができます。

※ただし、別途、金融機関や保証協会の審査が必要となります。

(別表) 補助対象経費

経費区分	内容	支出科目	
		共通科目	個別科目
①調査計画費	事業可能性の調査及び経営計画・事業計画の作成等に必要経費、外部専門家から経営管理手法及び事業遂行上の問題等に関し指導を受けるために必要な経費	専門家謝金(コンサルティング費・受講料等を含む)、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、ソフトウェア導入費、産業財産権等導入費、委託費	
②研究開発費	新技術・新商品等の研究開発及び導入に必要な経費		原材料費、土地・建物賃借料、機械装置等借料・損料、外注費、構築物購入、建造・改良・据付・借用・保守・修繕費
③人材養成費	研修会・セミナーの受講等による人材養成に必要な経費		
④販路開拓費	展示会への出展・開催、広告宣伝の実施、パンフレットの作成、ホームページの作成・運用、新技術・新商品等の市場開拓・顧客開拓に必要な経費		展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費、販売促進用品購入・借用費、ホームページ作成・運用費

(別添参考)

建設産業新分野進出等支援資金の概要

1 目的

建設投資の大幅な減少など、厳しい環境にある建設業者の新分野進出等の経営革新に向けた取り組みを資金面から支援することを目的とする。

2 融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者及び組合であって、次のいずれかに該当する者として所管の地方局長の認定を受けた者

(1) 新分野への進出または転換を行う次のいずれかに該当する者

① 建設業に属する事業を引き続き5年以上営む者であって、日本産業分類における建設業(大分類)以外に属する事業分野(土木建築サービス業に属する事業分野を除く)に新たに進出または転換する者

② 土木建築サービス業に属する事業を引き続き5年以上営む者であって、日本産業分類における土木建築サービス業(小分類)以外に属する事業分野(建設業に属する事業分野を除く)に新たに進出または転換する者

※①、②ともに進出、転換先の業種については、信用保証協会の保証対象業種であることが前提。(農林水産業については対象外)

(2) 建設産業経営革新等助成事業の助成を受けて経営革新に向けた取り組みを行う者

3 融資条件(平成29年4月1日現在)

(1) 資金用途 運転資金又は設備資金

(2) 融資限度 5,000万円

(3) 融資期間 運転資金 7年以内(うち据置期間6か月以内を含む。)
設備資金 10年以内(うち据置期間1年以内を含む。)

(4) 融資利率 年1.65%(下記以外)
年1.50%(特定中小企業者(信用保険法第2条第5項1~6号適用者)等)
(すべての融資に保証協会の保証を必要とします。)

(5) 保証料率 年0.35%~1.72%(割引有)
ただし、信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市町長の認定を受けた者は 0.80%(1~6号適用)、0.70%(7,8号適用)

4 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫

5 申込先

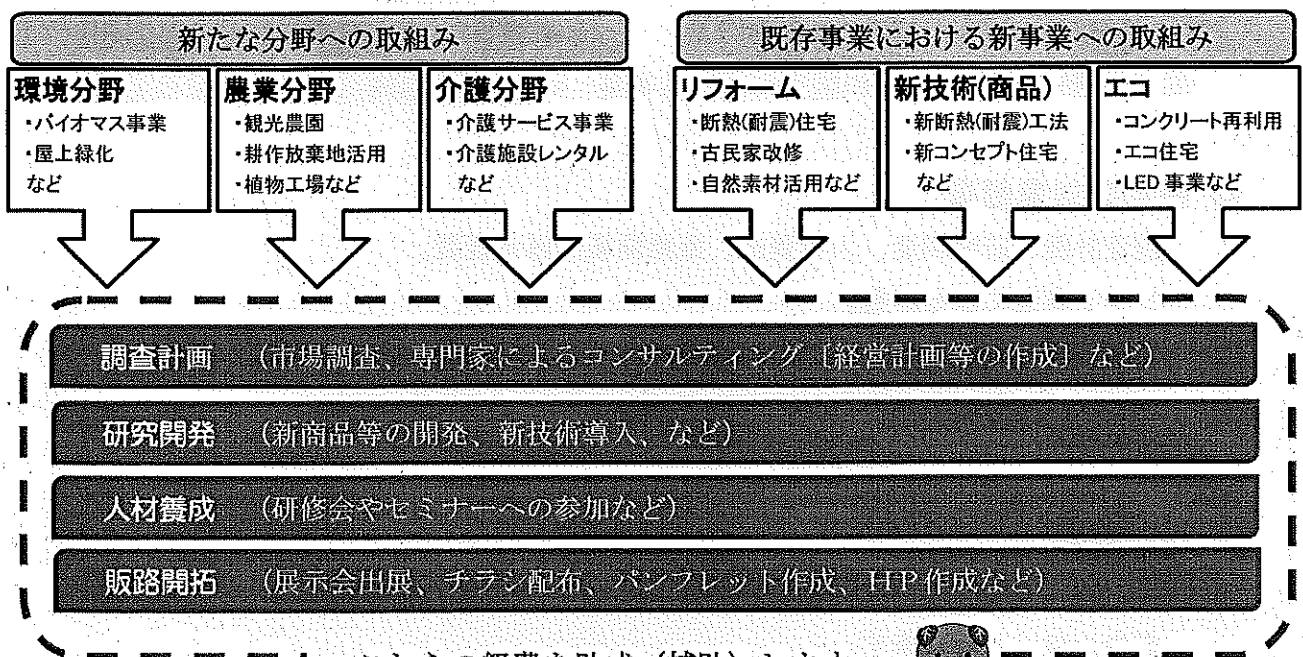
取扱金融機関、愛媛県信用保証協会

6 29年度融資枠

5億円

経営基盤強化や新分野進出を お考えの建設業者の皆様へ

愛媛県では、建設業者が行う経営基盤強化や新分野進出等への取組に係る経費を助成（補助）しています。



○対象となる建設業者とは、土木工・建築工・舗装工・石工・れんが工・塗装工・建具工・解体工・電気工・管工・機械設置工・測量・建築設計などの事業を営む中小企業者等です。

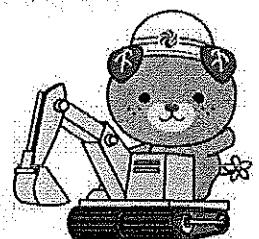
○補助対象は、『調査計画、研究開発、人材養成、販路開拓』に係る経費（ソフト事業）です。

○補助率は、対象経費の〔1/2 以内〕（一部の事業〔2/3 以内〕）です。
 ※上限額は、200万円（一部の事業100万円）です。

○補助件数は1～2件程度（予算の範囲内）です。

○応募事項

- ①応募期間：平成29年8月7日（月）～9月1日（金）
- ②提出書類：建設産業経営革新等助成事業実施要望書など
- ③提出先：(790-8570) 松山市一番町4丁目4-2
 愛媛県 経済労働部 経営支援課 地域産業係



電話 (089) 912-2484
 [E-mail] keieishien@pref.ehime.lg.jp

愛媛県建設産業経営革新等助成事業の概要

◎ 補助の対象者

日本標準産業分類による『建設業』又は『土木建築サービス業』に属する事業を営む中小企業者（会社又は個人）又は中小企業団体

◎ 補助の対象事業及び補助率

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 建設業の経営基盤強化に関する事業 | ⇒ 1/2以内（上限額200万円） |
| ② 企業合併等に関する事業 | ⇒ 1/2以内（上限額200万円） |
| ③ 新分野への進出に関する事業 | ⇒ 2/3以内（上限額200万円） |
| ④ 新分野への強化に関する事業 | ⇒ 1/2以内（上限額200万円） |
| ⑤ 新分野の実現可能性の調査に関する事業 | ⇒ 1/2以内（上限額100万円） |

◎ 補助の対象経費

- ・ 調査計画、研究開発、人材養成、販路開拓に係る経費。
- ・ ソフト事業に係る経費。
- ・ 交付決定日から平成30年3月末までの間に契約・支出される経費。

※詳細は『愛媛県建設産業経営革新等助成事業募集要項』をご確認ください。

※交付決定には、要望書を提出されてから約2ヶ月の期間を要します。

◎ 提出書類

- ・ 要望書等の様式は、愛媛県庁のホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>) からダウンロードできます。

（トップページ → 「仕事・産業・観光」 → 「商工業」 → 「経営支援」）

◎ 補助対象事業の採択方法

- ・ 補助対象事業の採択は、外部専門家を含めた審査会により決定します。
- ・ 審査方法は、要望者によるプレゼン方式（質疑応答を含む。）で実施します。

◎ 過去の採択事業

- ・ これまでに補助を受けて実施した事業は、愛媛県庁のホームページから見る事ができますので参考にしてください。

（トップページ → 「社会基盤」 → 「建築・開発」 → 「相談窓口・支援」

→ 「建設産業再生支援」 → 「愛媛県建設産業新分野進出事例集」）

